

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく低価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）および平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 6 年～39 年

医療用器械備品 4 年～15 年

その他の器械備品 4 年～15 年

機械及び装置 8 年

その他の有形固定資産 3 年

車両及び船舶 4 年～6 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度に負担する支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

①会計基準適用時差異の費用処理方法

会計基準適用時差異は、発生年度より 15 年で費用処理しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は控除対象外消費税等とし、5 年間で費用配分しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

運営費に係る補助金等は事業収益に計上し、固定資産の取得に係る補助金等は特別利益に計上しております。

また、固定資産に係る補助金等について圧縮記帳する場合は積立金経理を採用しております。